くくり罠の使用禁止区域の拡大と規制強化を求めます

東京都知事あて署名のお願い　（裏面）一次集約：2027年1月15日（金）必着

一般財団法人 日本熊森協会｜東京都支部、八王子・西多摩地区

私たちはクマをシンボルに、奥山水源の森の保全・再生に30年にわたり取り組んできた自然保護団体です。錯誤捕獲を防ぎ、生物多様性を守るため東京都にくくり罠の使用禁止区域の設定・拡大と規制強化を求めます。

オンライン署名はこちら



なぜ、くくり罠の使用禁止・規制強化が必要？

01 無差別に多くの動物の命を脅かす

くくり罠は足をワイヤーで締め付ける仕組みで、無差別に動物を捕えます。くくり罠にかかった動物は、逃れようともがくうちに**骨折や足の欠損などの重傷を負い、命を落とす**こともあります。



02 生物多様性を脅かす

ツシマヤマネコや絶滅のおそれのある地域個体群のクマが錯誤捕獲で負傷・死亡すれば、その地域での存続に影響しかねません。**錯誤捕獲は生物多様性を脅かす深刻な問題**です。

03 人の安全にも関わる

罠に使用される**米ぬかなどの強い誘引物は、クマを含む野生動物を不必要に引き寄せます**。くくり罠にかかったクマなどは、拘束され興奮し、激しく暴れることがあり、**捕獲従事者や救護・放獣する人が負傷する危険**があります。

ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンザル、ニホンジカ、ニホンアナグマ、ツシマヤマネコなど日本各地でさまざまな野生動物が、**足を失い、苦しみ、命を失う危険**にさらされています。

東京都八王子市で起きた錯誤捕獲｜2026年9月28日

小津町で、くくり罠にツキノワグマが誤ってかかり、市は市民の安全確保のため、市で初めて緊急銃猟を実施。**錯誤捕獲された動物は原則として放獣が求められます**が、安全に放獣するためには、放獣体制を完備しておくことが不可欠です。

「動物に継続的な苦痛や深刻な負傷を与えるくくり罠に、私たちは反対します」



写真：長野県内で撮影／撮影：泉山茂之氏

安価で設置・移設が容易なくくり罠は、捕獲現場で利用が広がっています。一方、当協会の自治体への照会では、**錯誤捕獲の実態把握が不十分な事例が多く**ありました。捕獲の必要性や動物の負傷・死亡、生態系への影響を検証すべきです。

東京都には使用禁止区域の設定・拡大と規制強化を、さらに国への全面使用禁止に向けた制度改正要請を求めます。



送付先：〒662-0042　兵庫県西宮市分銅町1-4　一般財団法人 日本熊森協会
お問い合わせ：TEL 0798-22-4190　／　FAX 0798-22-4196

東京都知事　小池百合子 様

くくり罠の使用禁止区域の拡大と規制強化を求めます

くくり罠は多くの目的外の野生動物も巻き込み、負傷や死亡を招くおそれがあります。生物多様性と人の安全を守るため、東京都の権限に基づき、使用禁止区域の設定・拡大と規制の厳格化を進めてください。
また、国に対し、くくり罠の全面使用禁止に向けた法制度の見直しを要請してください。
野生動物への対策は電気柵等の防除が基本でなければならず、やむを得ず捕獲する場合は、箱罠・囲い罠などへの転換も含め、錯誤捕獲・苦痛・人への危険をより小さくできる方法を選んでください。

東京都に求める具体的な措置

1. くくり罠の使用禁止区域を設定・拡大する

クマの生息・目撃地域や希少な野生動物の生息地など、錯誤捕獲の危険が高い地域で、鳥獣保護管理法に基づく禁止区域の設定・拡大を進めてください。

2. 輪径・締付け防止金具・誘引物の規制を厳格化し、クマがかからない対策を強化する

くくり罠の内径（真円で直径12cm以下）や締付け防止金具（ストッパー）の設置を徹底し、許可捕獲の条件も見直してください。法令・許可条件に適合しない罠は許可を取り消し、撤去し、違反行為に対して法令に基づき厳正に対処してください。
クマを強力に誘引する米ぬか等の誘引物を規制し、クマ生息地では、クマのかからないタイプのくくり罠を義務付けてください。

3. 錯誤捕獲された動物の安全な救護・放獣体制を整える

放獣地の確保、獣医師・対応人員の配置、必要に応じた麻酔器具等の準備、関係機関との連携を進め、錯誤捕獲された動物を安全かつ迅速に救護・放獣できる体制を整えてください。

4. 捕獲の実態と生物多様性への影響を調査・公表する

都内の野生動物の捕獲・負傷・死亡、錯誤捕獲後の救護・放獣・殺処分の実態を動物種別に調べ、地域の個体群や生物多様性への影響を評価し、結果を公表してください。

【署名時の注意事項】
氏名は原則ご本人が自署し、住所を都道府県からご記入ください。紙・オンラインを通じてお一人１回限り。
署名に記載された個人情報は、本署名活動に必要な範囲でのみ使用し、他の目的には使用しません。

氏名	ご住所（「同上」「〃」不可）
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県

送付先：〒662-0042　兵庫県西宮市分銅町1-4　一般財団法人 日本熊森協会
お問い合わせ：TEL 0798-22-4190　／　FAX 0798-22-4196　　一次集約：2027年1月15日（金）必着